



市 章

彦 根 市 公 報

令和6年(2024年)8月15日
第 1 9 2 2 号
木 曜 日

定日発行 毎月 1 日、15 日 2 回

目 次

○ 規則

- 46 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... 1
- 47 彦根市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則 2
- 48 彦根市庁舎管理規則の一部を改正する規則 2
- 49 彦根市医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 5

○ 訓令

- 8 彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令 7

○ 告示

- 154 彦根市指定下水道工事店の指定の取消し 10
- 155 彦根市指定下水道工事店の指定(新規) 10
- 156 金亀公園整備事業公募設置等指針の公表 10
- 157 指定納付受託者の指定..... 11
- 158 彦根市子ども・若者支援地域協議会設置要綱の一部改正 11
- 159 自転車等の移動および保管..... 12
- 160 自転車等の移動および保管..... 12
- 161 自転車等の移動および保管..... 13
- 162 自転車等の移動および保管..... 13
- 162 の 2 特定子ども・子育て支援施設等の確認 14
- 163 指定地域密着型サービス事業者の指定 14

○ 公告

- 彦根市農用地利用集積計画公告..... 15

○ 水道事業告示

- 8 彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したもの 15
- 9 彦根市指定給水装置工事事業者の指定 15

規 則

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 46 号

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例施行規則(令和 5 年彦根市規則第 59 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 号および第 11 条第 1 号カ中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改

める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 47 号

彦根市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

彦根市福祉事務所長委任規則(平成 15 年彦根市規則第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

彦根市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 7 月 31 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 48 号

彦根市庁舎管理規則の一部を改正する規則

彦根市庁舎管理規則(昭和 39 年彦根市規則第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市庁舎」を「庁舎」に、「、ならびに災害防止」を「ならびに災害の防止」に、「適当な」を「適切な」に改める。

第 2 条中「庁舎」を「「庁舎」」に、「、ならびに」を「ならびに」に改める。

第 3 条中「、別に」を「別の」に改め、同条ただし書中「、内容」を「および内容」に、「庁内の」を「、庁舎の管理および」に、「もので」を「場合において」に、「場合は」を「ときは、」に改める。

第 4 条の見出しを「(許可を要する行為)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

前条ただし書に規定するもののほか、庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 4 条第 1 号中「、その他これ」を「その他これら」に改め、同条第 3 号中「これ」を「これら」に改め、同条第 4 号中「、その他」を「その他」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為

第 4 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、庁内における公務の円滑かつ適切な執行を妨げず、庁舎の管理および秩序の維持または災害の防止に支障がないと認めるときは、前項本文の許可をするものとする。

第 5 条中「第 3 条および第 4 条ただし書の規定により、市長」を「第 3 条ただし書または前条第 1 項本文」に、「許可申請書(様式第 1 号)」を「庁舎使用・庁舎内行為許可申請書(別記様式第 1 号)」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が書面による申請の必要がないと認めるときは、口頭により申請することができるものとする。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

第 3 条ただし書および第 4 条第 1 項本文の許可は、前条本文の規定による申請にあっては庁舎使用・庁舎内行為許可書(別記様式第 2 号)の交付により、前条ただし書の規定による申請にあっては口頭により行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該許可に条件を付することができる。

第 6 条第 2 項中「前項の」を「、前項の」に、「もの」を「者」に、「許可の取消しを、する」を「許可を取り消す」に改める。

第 7 条中「多数の者」を「市長は、多数の者」に、「市長は庁内の」を「庁舎の管理およ

び」に、「必要が」を「必要が」に、「庁舎へ立ち入る」を「庁舎に立ち入る」に、「もしくは」を「または」に、「場所を制限し、または」を「場所の制限、」に、「立ち入りを禁止する等、」を「立ち入りの禁止その他の」に、「講じる」を「とる」に改める。

第8条中「庁内の」を「、庁舎の管理および」に、「災害防止」を「災害の防止」に、「質し」を「質問し」に改める。

第9条の見出しを「(禁止命令等)」に改め、同条中「次の」を「、次の」に、「一に該当すると認められる者(第3条および第4条ただし書の規定により許可した者の行為を含む。)」を「いずれかに該当する者」に、「庁内の」を「庁舎の管理および」に、「災害防止」を「災害の防止」に、「、必要」を「必要」に、「または退去」を「、または退去」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 第3条ただし書または第4条第1項本文の許可を受けるべき行為を、許可を受けないで行っている者または許可の内容と相違して行っている者もしくは許可に付した条件に反して行っている者

第9条第9号中「庁内に」を「庁舎の管理および」に、「または災害」を「もしくは災害」に、「きたす」を「来す」に、「またはしようと」を「、またはしようと」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「駐車、その他の」を「場所に駐車し、または」に、「または」を「もしくは」に改め、同号を同条第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 正当な理由なく、庁舎内に留まり、居座り、または徘徊^{はいかい}する者

第9条第7号中「座り込み、」を「座込み」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「または、これに」を「もしくはこれらに」に、「虞れ」を「おそれ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「または喧騒」を「もしくはけん騒」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第7条の規定による措置または前条の規定による庁舎への立入りの禁止に従わない者
第9条に次の1項を加える。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、庁舎の管理および秩序の維持または災害の防止のため必要があると認めるときは、庁舎への立入りに関し必要な措置をとることができる。

(1) 前項の規定による命令を受けた者

(2) 第3条ただし書または第4条第1項本文の許可を受けるべき行為を、故意に許可を受けないで行った者または故意に許可の内容と相違して行った者もしくは故意に許可に付した条件に反して行った者

第10条の見出しを「(撤去命令等)」に改め、同条第1項中「一に該当する者がある場合(第3条および第4条ただし書の規定により許可した者の行為を含む。)」には「一に該当する者がある場合は」に、「、または当該各号」を「または当該各号」に改め、「行為をした者」の次に「(次項において「所有者等」という。)」を加え、同項第2号中「許可」を「第4条第1項本文の許可」に、「、または」を「または」に、「、もしくは宣伝カー」を「もしくは宣伝カー」に改め、同項第3号中「承認」を「第4条第1項本文の許可」に、「、その他」を「その他」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、「庁舎の」の次に「管理および」を加え、「、または」を「または」に、「きたす」を「来す」に、「認められる物」を「認められるもの」に改め、同条第2項中「前項各号」を「、前項各号」に、「所有者、または占有者」を「所有者等」に、「前項の」を「同項の」に、「その者」を「所有者等」に改める。

第11条の見出し中「出入」を「出入り」に改める。

第12条第1項中「出入」を「出入りすることが」に改め、同条第2項中「市長が」を「市長は、」に改める。

第13条中「市庁舎」を「庁舎」に、「、および」を「および」に改める。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別 記

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

彦根市長 様

申請者
住所
氏名

庁舎使用・庁舎内行為許可申請書

彦根市庁舎管理規則第 5 条の規定により下記のとおり許可を申請します。

記

- 日時
- 場所
- 内容

☐ 庁舎の使用

目的	
利用者または参加人数	
使用責任者	

☐ 庁舎内の行為

- ☐ 物品の販売、宣伝、募金、勧誘、その他これに類する行為
- ☐ テントその他これに類する施設を設置する行為
- ☐ 広告物(ビラ、ポスターその他これに類するものを含む。)を掲げ、または貼る行為
- ☐ 旗、のぼり、幕、宣伝ビラ、プラカード、その他これらに類する物または拡声器等を所持し、または持ち込む行為
- ☐ 撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為

具体的な行為の内容

様式第 2 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

申請者 様

彦根市長

庁舎使用・庁舎内行為許可書

彦根市庁舎管理規則第 6 条の規定により下記のとおり許可します。

記

- 日時
- 場所
- 内容

☐ 庁舎の使用

目的	
----	--

利用者または参加人数	
使用責任者	

- ☐ 庁舎内の行為
- ☐ 物品の販売、宣伝、募金、勧誘、その他これに類する行為
- ☐ テントその他これに類する施設を設置する行為
- ☐ 広告物(ビラ、ポスターその他これに類するものを含む。)を掲げ、または貼る行為
- ☐ 旗、のぼり、幕、宣伝ビラ、プラカード、その他これらに類する物または拡声器等を所持し、または持ち込む行為
- ☐ 撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為

具体的な行為の内容

付 則

この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

彦根市医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 8 月 1 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市規則第 49 号

彦根市医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

彦根市医療費の助成に関する条例施行規則(昭和 50 年彦根市規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

目次中「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改める。

第 8 条第 1 項の表中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に改め、同条第 2 項中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に改める。

第 3 章の章名を次のように改める。

第 3 章 重度障害老人に対する福祉助成費の助成の手続

第 18 条の見出しならびに同条第 1 項および第 2 項中「重度心身障害老人等福祉助成券」を「重度障害老人等福祉助成券」に改める。

第 19 条の見出し中「重度心身障害老人等福祉助成券」を「重度障害老人等福祉助成券」に改め、同条第 1 項中「重度心身障害老人等福祉助成券の」を「重度障害老人等福祉助成券の」に、「重度心身障害老人等福祉助成券(交付／更新)申請書」を「重度障害老人等福祉助成券(交付／更新)申請書」に改める。

第 20 条第 1 項中「重度心身障害老人等福祉助成券の」を「重度障害老人等福祉助成券の」に、「重度心身障害老人等福祉助成券更新申請書」を「重度障害老人等福祉助成券更新申請書」に改める。

第 21 条第 1 項中「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改める。

第 23 条中「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改め、同条の表中「重度心身障害老人等福祉助成券」を「重度障害老人等福祉助成券」に改める。

別記様式第 1 号その 3 中「重度心身障害者(児)」を「重度障害者(児)」に改める。

別記様式第 3 号の 2 その 1 中「または療育手帳」を「、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳」に改める。

「

別記様式第 7 号その 1 中「(外来年間合算を含む。)」を削り、

身体障害者手	
等級・号	級
交付年月日	年

帳 等 の 有 無

号

を

身体障害者手帳等の有無

等級・号

級

号

に改める。

月 日

交付年月日 年 月 日
有効期限 年 月 日

別記様式第 7 号その 2 を次のように改める。

様式第 7 号(第 6 条関係)

その 2

福祉医療費受給券更新申請書

彦根市長 様

年 月 日

次のとおり、福祉医療費受給券の更新を申請します。

この申請に当たり、次の助成対象者、配偶者および扶養義務者に関する所得額、税額等の状況ならびに世帯の構成および異動の状況、助成対象者の障害等級その他の受給資格に係る項目について調査し、公簿等を確認すること(個人番号制度による情報連携を含む。)に同意します。

また、医療の給付を受けた助成対象者に係る高額療養費または附加給付を当該保険者または共済組合から支給されたときは、彦根市の指定する方法により、当該給付を受けた福祉医療費から支払われた高額療養費または附加給付相当額を返還することを確認します。

なお、助成対象者が彦根市国民健康保険または滋賀県後期高齢者医療保険に加入中に、各保険者から高額療養費を支給されるときは、福祉医療費に係る分の申請および受領について、彦根市長に委任します。

【申請に必要なもの】※2

【申請者】※1 住 所

氏 名 ⑩

(申請者の自署の場合は押印不要)

電 話 (記入必須)

① 助 成 対 象 者	㉑ 本 人 母・父等	氏 名	住 所	加入医療保険の内容	身体障害者手帳等の有無
		記号番号 保険者番号 被保険者名 加入年月日 年 月 日	等級・号 級 号 交付年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日		
	㉒ 母・父等の扶養する18歳未満の児童	年 月 日生		記号番号 保険者番号 被保険者名 加入年月日 年 月 日	等級・号 級 号 交付年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日
		年 月 日生		記号番号 保険者番号 被保険者名 加入年月日 年 月 日	等級・号 級 号 交付年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日
		年 月 日生		記号番号 保険者番号 被保険者名 加入年月日 年 月 日	等級・号 級 号 交付年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日
		年 月 日生		記号番号 保険者番号 被保険者名 加入年月日 年 月 日	等級・号 級 号 交付年月日 年 月 日 有効期限 年 月 日
	② 配 偶 者	年 月 日生			
	③ 扶 養 義 務 者	年 月 日生			

※1 助成対象者または成年後見人等の氏名等を記入し、押印してください。

成年後見人等による申請の場合は、この申請書に登記事項証明書(写し)を添付してください。

※2 空欄の場合は添付書類は不要です。課税証明書が必要な方(本年1月1日以降に彦根市に転入された方または他市で課税されている方)は、申請書に課税証明書を添付するか、別紙「福祉医療費助成の申請に係る調査」に個人番号(マイナンバー)等を記入してください。

別記様式第 8 号中「乳幼児の福祉医療費および」を「乳幼児および高校生世代の福祉医療費ならびに」に改める。

別記様式第 9 号中「(外来年間合算を含む。)」を削り、「乳幼児の福祉医療費および」を「乳幼児および高校生世代の福祉医療費ならびに」に改める。

別記様式第 11 号中「乳幼児の福祉医療費および」を「乳幼児および高校生世代の福祉医療費

ならびに」に改める。

別記様式第 12 号中「重度心身障害老人等福祉助成費」を「重度障害老人等福祉助成費」に改める。

別記様式第 13 号中「重度心身障害老人等福祉助成券」を「重度障害老人等福祉助成券」に、「重度心身障害老人等福祉助成番号」を「重度障害老人等福祉助成番号」に、「重度心身障害老人」を「重度障害老人」に改める。

別記様式第 14 号中「重度障害老人等福祉助成券(交付／更新)申請書」を「重度障害老人等福祉助成券(交付／更新)申請書」に、「や療育手帳」を「、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳」に改め、「(外来年間合算を含む。)」を削る。

別記様式第 15 号中「重度心身障害老人等福祉助成券更新申請書」を「重度障害老人等福祉助

成券更新申請書」に改め、「(外来年間合算を含む。)」を削り、	身 体 障 害 者 手			
	等級・号	級		号
	交付年月日	年	月	日

帳 等 の 有 無	を	身 体 障 害 者 手 帳 等 の 有 無				に改める。
		等級・号	級		号	
		交付年月日	年	月	日	
		有効期限	年	月	日	

別記様式第 19 号中「(外来年間合算を含む。)」を削る。

別記様式第 20 号中「(外来年間合算を含む。)」を削り、

有無	を	精神障害者保健福祉手帳の有無				に改める。
		等級・号	級		号	
		交付年月日	年	月	日	

有無	を	精神障害者保健福祉手帳の有無				に改める。
		等級・号	級		号	
		交付年月日	年	月	日	
		有効期限	年	月	日	

付 則

- この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。
- この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

彦根市訓令第 8 号

彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 7 月 19 日

彦根市長 和 田 裕 行

彦根市事務決裁規程の一部を改正する訓令

彦根市事務決裁規程(平成 19 年彦根市訓令第 40 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「J リーグ誘致推進室次長」の次に「、市民交流センター所長」を加え、「障害者福祉センター所長、休日急病診療所主幹、医療福祉推進センター次長、発達支援センター所長、少年センター所長」を「医療福祉推進センター次長、障害者福祉センター所長、休日急病診療所主幹、少年センター所長、東山児童館長、発達支援センター所長、高宮地域文化センター所長、農村環境改善センター所長」に改め、同条第 8 号中「室長補佐(」の次に「稲枝支所次

長、」を加える。

別表第 1 人事関係の部 105 の項を次のように改める。

105 課長相当職位(市民交流センター所長、障害者福祉センター所長、少年センター所長、東山児童館長、高宮地域文化センター所長、農村環境改善センター所長、庄堺公園管理事務所所長および出張所長(以下この表において「特定課長相当職位」という。)を除く。)の派遣研修				○			
---	--	--	--	---	--	--	--

別表第 1 人事関係の部 105 の項の次に次のように加える。

105 の 2 課長相当職位(特定課長相当職位に限る。)の派遣研修				○		人事課長の指定する課長
-----------------------------------	--	--	--	---	--	-------------

別表第 1 人事関係の部 112 の項を次のように改める。

112 課長相当職位(特定課長相当職位を除く。)の年次休暇の承認				○		
----------------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第 1 人事関係の部 112 の項の次に次のように加える。

112 の 2 課長相当職位(特定課長相当職位に限る。)の年次休暇の承認				○		人事課長の指定する課長
--------------------------------------	--	--	--	---	--	-------------

別表第 1 人事関係の部 116 の項を次のように改める。

116 課長相当職位(特定課長相当職位を除く。)の時間外勤務および休日勤務の命令				○		
--	--	--	--	---	--	--

別表第 1 人事関係の部 116 の項の次に次のように加える。

116 の 2 課長相当職位(特定課長相当職位に限る。)の時間外勤務および休日勤務の命令				○		人事課長の指定する課長
--	--	--	--	---	--	-------------

別表第 1 人事関係の部 120 の項を次のように改める。

120 課長相当職位(特定課長相当職位を除く。)の勤務時間および休憩時間の割振り				○	人事課長	
--	--	--	--	---	------	--

別表第 1 人事関係の部 120 の項の次に次のように加える。

120 の 2 課長相当職位(特定課長相当職位に限る。)の勤務時間および休憩時間の割振り				○	人事課長	人事課長の指定する課長
--	--	--	--	---	------	-------------

別表第 1 人事関係の部 124 の項を次のように改める。

124 課長相当職位(特定課長相当職位を除く。)の旅行命令およびその復命の受理				○		
---	--	--	--	---	--	--

別表第 1 人事関係の部 124 の項の次に次のように加える。

124 の 2 課長相当職位(特定課長相当職位に限る。)の旅行命令およびその復命の受理				○		人事課長の指定する課長
---	--	--	--	---	--	-------------

別表第 1 人事関係の部 127 の項中「雇用」を「任用」に改める。

別表第 3 福祉保健部障害福祉課の部に次のように加える。

13 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する				○		
--------------------------------	--	--	--	---	--	--

る法律に基づく立入調査に係る身分証の交付						
14 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害支援区分の認定に係る調査員証の交付				○		
15 指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者に係る事業所の変更の届出の受理等				○		

別表第 3 観光文化戦略部観光交流課の部中 2 の項を削り、同表都市政策部建築指導課の部を次のように改める。

建築指導課	1 建築基準法第 22 条および第 84 条に係る区域の指定	○					
	2 建築基準法第 51 条に係る許可	○					
	3 建築基準法第 7 条の 6 に係る認定				○		
	4 建築基準法第 43 条に係る認定および許可				○		
	5 建築基準法に係る指定、認定および許可(1 から 4 までに掲げるものを除く。)			○			建築審査会の同意を要しないものは課長
	6 建築基準法第 9 条、第 10 条および第 11 条に係る勧告、命令または代執行	○					建築基準法第 10 条に係る勧告は部長
	7 建築基準法第 8 条および第 9 条の 4 に係る指導および助言				○		
	8 建築基準法第 12 条第 5 項に係る報告の請求				○		
	9 建築基準法に基づく公開による意見の聴取			○			
	10 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 6 項および第 7 項に係る認定				○		
	11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく勧告および命令	○					勧告は部長
	12 彦根市旅館等建築規制に関する条例第 8 条に係る勧告および中止命令	○					勧告は部長
	13 だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく適合通知書の交付および勧告			○			適合通知書の交付は課長
	14 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定				○		
	15 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定				○		
	16 租税特別措置法に基づく優良住宅等の認定				○		

17	長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定					○		
18	都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定					○		
19	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく認定					○		

付 則

この訓令は、令和6年7月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

告 示

彦根市告示第154号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第12条第1項第1号の規定により、下記のとおり指定を取り消したので、同規則第13条の規定により告示する。

令和6年7月17日

彦根市長 和田 裕 行

記

登録番号	届出区分	名称	営業を廃止した日
第663号	営業の廃止	松浦 恭介(恭建)	令和6年7月5日

彦根市告示第155号

彦根市指定下水道工事店規則(平成12年彦根市規則第13号)第6条の規定により、令和6年7月5日に、下記のとおり彦根市指定下水道工事店を指定(新規)した。

令和6年7月17日

彦根市長 和田 裕 行

記

登録番号	名称	所在地
第666号	株式会社恭建 代表取締役 松浦 恭介	草津市木川町937番地3

彦根市告示第156号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2第1項の規定により、金亀公園整備事業公募設置等指針を下記のとおり定めたので、同条第7項の規定により告示する。

令和6年7月18日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 指針の概要

(1) 指針の名称

金亀公園整備事業公募設置等指針

(2) 指針の公表方法

彦根市ホームページからダウンロードの方法により公表する。

ホームページアドレス

https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/toshi_seisaku/7_1/kouen/osirase/25458.html

(3) 指針の公表期間

令和6年7月18日(木)から同年9月30日(月)まで

(4) 公募設置等計画の受付期間

令和6年7月18日(木)から同年9月30日(月)まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までおよび同年10月1日(火)の午前9時から午後4時45分まで

(5) その他
詳細については、「金亀公園整備事業公募設置等指針」のとおり

- 2 公募設置等計画の提出先および問合せ先
彦根市都市政策部都市計画課
(住所) 〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号
(TEL) 0749-30-6124
(FAX) 0749-24-8517
(E-mail) toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

彦根市告示第 157 号
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、下記のとおり告示する。
令和 6 年 7 月 22 日

彦根市長 和田 裕 行
記

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
(1) 名 称 株式会社あるやうむ
(2) 所在地 札幌市北区北 38 条西 6 丁目 2 番 23-302 号
2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
インターネットを利用して納付するふるさと彦根応援寄附条例(平成 20 年彦根市条例第 36 号)に基づく寄附金
3 指定をした日
令和 6 年 7 月 22 日

彦根市告示第 158 号
彦根市子ども・若者支援地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
令和 6 年 7 月 24 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市子ども・若者支援地域協議会設置要綱の一部を改正する告示
彦根市子ども・若者支援地域協議会設置要綱(平成 28 年彦根市告示第 286 号)の一部を次のように改正する。
別表国および地方公共団体の機関の部地方公共団体の款を次のように改める。

地方公共団体	滋賀県立精神保健福祉センター
	滋賀県彦根子ども家庭相談センター
	滋賀県立高等学校
	滋賀県立甲良養護学校
	彦根市福祉保健部社会福祉課
	彦根市福祉保健部障害福祉課
	彦根市子ども未来部子ども・若者課
	彦根市子ども未来部少年センター
	彦根市子ども未来部子育て支援課
	彦根市子ども未来部発達支援センター
	彦根市教育委員会事務局学校支援・人権・いじめ対策課

別表特定非営利活動法人その他の団体の部教育の款彦根市保育協議会の項、彦根市内私立幼稚園・認定こども園の項および彦根市内大学の項を削り、同部矯正または更生保護の款彦根市青少年指導員会の項を削り、同部法曹の款および雇用の款を削り、同部地域の款彦根市 P T A 連絡協議会の項を削る。

付 則
この告示は、令和 6 年 7 月 24 日から施行する。

彦根市告示第 159 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 25 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 移動理由
条例第 10 条に該当したため
- 移動区域
彦根駅前自転車等放置禁止区域
- 移動日時
令和 6 年 6 月 13 日午前 11 時
令和 6 年 6 月 17 日午後 4 時
- 保管場所
彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 保管期間
告示の日から 3 箇月間
- 返還日時
(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
(2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 返還手続
事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。
(1) 自転車等の鍵
(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 問合せ先
彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 160 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 25 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 移動理由
条例第 10 条に該当したため
- 移動区域
河瀬駅前自転車等放置禁止区域
- 移動日時
令和 6 年 6 月 17 日午後 3 時
- 保管場所
彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)
- 保管期間
告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 161 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 7 月 25 日

彦根市長 和田 裕 行

記

1 移動理由

条例第 10 条に該当したため

2 移動区域

稲枝駅前自転車等放置禁止区域

3 移動日時

令和 6 年 6 月 17 日午後 3 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

- (1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
- (2) 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- (3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話 30 - 6134)

彦根市告示第 162 号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成 9 年彦根市条例第 1 号。以下「条例」という。)第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第 12 条第 1 項の規定により告示する。

令和6年7月25日

彦根市長 和田裕行

記

1 移動理由

条例第11条第2項に該当したため

2 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

令和6年6月17日午後3時頃

令和6年6月18日午後2時頃

令和6年6月27日午前10時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)および彦根駅前第1自転車駐車場(彦根市古沢町141番地10)

5 保管期間

告示の日から3箇月間

6 返還日時

(1) 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。

(2) 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通政策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

(1) 自転車等の鍵

(2) 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)

(3) 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市政策部交通政策課(電話30-6134)

彦根市告示第162号の2

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の2の規定による同法第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月30日

彦根市長 和田裕行

1 子ども・子育て支援施設等の種類

一時預かり事業(余裕活用型)

2 特定子ども・子育て支援提供者の名称等

(追加)

特定子ども・子育て支援 提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設	
	名称	所在地
株式会社こにこおひさま園	こにこおひさま園	彦根市東沼波町1235番地5

3 確認の年月日

令和6年7月30日

彦根市告示第163号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和6年8月1日

彦根市長 和 田 裕 行						
事業所の 名称	事業所の 所在地	申請者名およ び代表者氏名	サービスの 種類	指定日	事業所番号	有効期限
いちじく の木	彦根市極楽 寺町 596 番 地	社会福祉法人 喜創会 理事長 矩 規晶	認知症対応 型共同生活 介護	令和 6 年 8 月 1 日	2590200057	令和 6 年 8 月 1 日 から令和 12 年 7 月 31 日まで
			介護予防認 知症対応型 共同生活介 護			

公告						
彦根市農用地利用集積計画公告						
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の 規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、彦根市農用地利用集積計画を次のとおり定めた ので、同法第 19 条の規定により公告する。						
令和 6 年 7 月 19 日						
彦根市長 和 田 裕 行						
(以下省略)						

水道事業告示						
彦根市水道事業告示第 8 号						
彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 7 条第 3 項の規定 により、彦根市指定給水装置工事事業者の廃止届出書を受理したものは、下記のとおりである。						
令和 6 年 7 月 23 日						
彦根市長 和 田 裕 行						
記						
登録 番号	氏名または名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	廃止年月日	
566	松浦 恭介	恭建	草津市木川町 937 番地 3	令和 5 年 7 月 11 日	令和 6 年 6 月 6 日	

彦根市水道事業告示第 9 号						
彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 4 条第 1 項の規定 により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。						
令和 6 年 7 月 23 日						
彦根市長 和 田 裕 行						
記						
登録番号		579				
氏名または名称		株式会社恭建				
代表者氏名		代表取締役 松浦 恭介				
住所		草津市木川町 937 番地 3				
当該給水区域で給水装置工事の事業 を行う事業所の名称		株式会社恭建				
上記事業所の所在地		草津市木川町 937 番地 3				
指定年月日		令和 6 年 7 月 5 日				
